



令和5年度  
(一社) 町田市文化協会  
定時社員総会  
資料

一般社団法人  
町田市文化協会

## 令和5年度 定時社員総会 次第

- 1 日 時 令和5年6月11日（日曜）午前10時00分～12時00分
- 2 場 所 町田市民ホール（町田市森野二丁目2番36号）第4会議室
- 3 挨 拶  
（一社）町田市文化協会 会 長 高野宗佳  
町田市 市長 石坂丈一 様 代理  
町田 市 副市長 赤塚慎一 様  
町田市議会 議 長 戸塚正人 様  
（一財）町田市文化・国際交流財団 理事長 高橋 豊 様  
（一社）町田市文化協会 常任顧問 大西宣也 様  
〃 常任顧問 新井吼優 様  
〃 顧 問 鷺北秀樹 様
- 4 来賓紹介
- 5 議 事  
報告事項 令和4年度事業報告の件  
決議事項  
第1号議案 令和4年度決算承認の件  
第2号議案 令和5年度事業計画案及び予算案承認の件

《総会後の懇親会》

12時30分～14時30分

(一社)町田市文化協会令和4年度 事業報告

令和4年4月1日～令和5年3月31日

令和4年

<敬称略>

文協通信74号(4月1日号)配布

4月2日(土)・3日(日) 2022町田さくらまつり

於:尾根緑道

舞台:舞踊連合会、町田市フラ協会、ナベ音楽協会、展示:美術協会、文化協会本部2

4月13日(水) ウクライナ義援金を社会福祉協議会を通じ日本赤十字社へ寄付

後援事業

2022年度第199回例会～第204回例会(主催:町田演劇鑑賞会)

於:川崎市麻生市民館

4月18日(月) 第1回役員会

於:市民フォーラム

小田中柑子顧問退任の件、団体改名について

後援事業

4月17日(日)～令和5年3月19日(日)月例茶会(主催:町田茶道会)

於:文化交流センター

後援事業

4月24日(日)創立40周年記念町田市民謡協会演奏大会(主催:町田市民謡協会)於:文化交流センター

5月9日(月) 第1回運営委員会

於:市民フォーラム

春の文化祭、さくらまつり、ウクライナ義援金報告、秋の文化祭概略案、キャッチフレーズは

「希望につなぐ」に決定、総会懇親会後の研修事業「落語文化に親しむ会」の件

団体代表交代について

5月13日(金) 監査 出席:平野監事、齊藤監事、高野会長、森顧問、岡野・鈴木・館山理事 於:市民フォーラム

5月17日(火) 第47回市美展反省会、第48回第1回打合せ(高野会長、館山理事出席)

5月25日(水) 第1回さくらまつり尾根緑道部会(浅野目副会長、竹井理事出席)

於:忠生市民センター

5月30日(月) 第1回理事会

於:市民フォーラム

定時総会の報告・決議事項の承認・理事選任の件、文化祭会場・事務所問題について

市の施設(ポプリホール、版画美術館、文化交流センター)会場費免除決定、研修事業進捗状況等

6月6日(月) 第1回事務局会議 事務局引継ぎ

於:市民フォーラム

後援事業

6月8日(木)～13日(月) 第20回 フォトクラブ「彩」作品展

於:町田市フォトサロン1階展示室

総会にて会報「町田の文化」30号配布

令和4年度 一般社団法人 町田市文化協会 定時社員総会

開催日時:令和4年6月12日(日)午前10時30分～12時

開催場所:レンブラントホテル東京町田

出席社員数 総社員数:76名 出席社員数:69名(本人出席 42名 委任状出席 27名)

議長 代表理事 高野宗佳

出席役員 理事 小日向佳子(高野宗佳)、浅野目 明人、倉橋幸二、三竹和行、加瀬友一、

池田博一、館山はるみ、岡野美紀子、鈴木京子、黒崎聡史

監事 平野 清

出席者 町田市長代理 町田市文化スポーツ振興部 篠崎陽彦部長

(一財)町田市文化・国際交流財団 高橋豊理事長、宗田隆由専務理事

常任顧問 大西宣也 顧問 鷲北秀樹、森和秋

報告事項

令和3年度 事業報告

決議事項

第1号議案:令和3年度決算承認の件

第2号議案:令和4年度 事業計画案及び予算案承認の件

第3号議案:理事選任の件

全て承認される

その他

文化協会組織図について

- 6月12日(日) 第2回理事会 於:レンブラントホテル東京町田  
 第1号議案 会長及び副会長選定の件  
 会長:高野宗佳 副会長:三竹和行 加瀬友一  
 満場一致で承認、就任承諾  
 第2号議案 事務局設置及び事務局長と事務局次長選定の件  
 事務局長:館山宗春 事務局次長:竹井敏夫 大谷光雄  
 満場一致で承認、就任承諾

- 6月12日(日) 研修事業「第二回落語文化に親しむ会」三遊亭窓輝師匠 於:レンブラントホテル東京町田  
 参加者132名 ランチ:121名 落語のみ:11名

後援事業

- 6月19日(日) 春季吟詠大会 (主催:町田市吟詠連盟) 於:木曾山崎コミュニティセンター

- 6月27日(月) 第2回事務局(第1回事務局改善)会議 於:市民フォーラム

- 7月4日(月) 第1回実行委員会 於:市民フォーラム  
 役員・実行委員自己紹介、各事業の役割分担、秋の文化祭について

後援事業

- 7月14日(木) 音楽の泉 グリーンホール巴里祭(主催:音楽の泉) 於:相模女子大グリーンホール

- 8月1日(月) 第2回運営委員会 於:市民フォーラム  
 文化祭進捗状況 プログラムについて、コロナ対策、陶芸展出品者募集、賛助会員について等  
 文協通信75号(7月1日号)配布

- 8月22日(月) 第3回事務局会議 於:市民フォーラム

後援事業

- 8月31日(水)~9月4日(日)第28回アートコンテスト 町田市展(主催:美術協会) 於:市立国際版画美術館

- 9月5日(月) ウクライナ募金 社会福祉協議会を通じて寄付

- 9月5日(月) 第3回運営委員会 於:市民フォーラム

- 第44回文化祭は町田市共催に、新井常任顧問東京都功労者表彰、令和5年秋の文化祭について等  
 9月5日(月) 第2回実行委員会 於:市民フォーラム

- 市民文化祭式典の手伝い確認、新春文化、賀詞交歓会について等

- 9月21日(水) 第3回理事会 於:ポプリホール鶴川

- 第44回市民文化祭町田市共催に、新井常任顧問東京都功労者表彰、事務所問題について、  
 令和5年秋の文化祭について等

後援事業

- 10月12日(水)~16日(日) 第62回町田市書道連盟展(主催:書道連盟) 於:市立国際版画美術館

文協通信76号(10月1日号)配布

【第44回町田市民文化祭 6月~11月】

- 6月18日(土)・19日(日) 町田華道協会・町田市俳句連盟 於:文化交流センター

- 9月26日(月)・27日(火) 町田演劇鑑賞会 於:川崎市麻生市民館

- 10月1日(土)、2日(日) 音楽の泉、町田Jazzを楽しむ会 於:まほろ座MACHIDA

- 10月5日(水)~11日(火) 於:ポプリホール鶴川

- 10月10日(月) 記念式典 ご来賓42名:赤塚副市長、財団理事長、議員6、市議20、賛助会員等16

- 10月12日(水)~16日(日) 町田市書道連盟・町田市美術協会 於:市立国際版画美術館

- 10月16日(日)町田茶道会 11月27日(日)町田市民謡協会 於:文化交流センター

参加者:延べ約10,100名 スタンプラリー回収:約380

後援事業

MOA美術館 町田みんなの児童作品展

- 10月28日(金)~10月30日(日)於:市立国際版画美術館 11月1日(火)~5日(土)於:町田市民病院

- 11月5日(土)~6日(日) 「いけばな展 やくしの秋」(町田華道協会) 於:薬師池四季彩の杜西園  
 「パーフェクト894(やくし)」の企画の一つとして財団から文化協会へ協力依頼

- 11月8日(火) パラバドミントンインドネシア選手団をおもてなし 於:町田市庁舎 政策会議室

- 11月14日(月) 新井吼優常任顧問の東京都功労者表彰(文化功労)受賞について市長に表敬訪問  
 (新井常任顧問、高野会長、三竹副会長、池田・館山理事) 於:町田市庁舎 市長公室

- 11月21日(月) 第4回理事会 於:市民フォーラム  
 上半期事業報告、新春文化、賀詞交歓会、研修事業、さくらまつり等
- 12月5日(月) 臨時社員総会 午前10時～11時35分 於:文化交流センター  
 出席社員数 総社員数:76名 出席社員数:70名(本人出席41名 委任状出席29名)  
 出席役員 理事・役員10名、平野監事、齊藤監事  
 出席者 (一財)町田市文化・国際交流財団 高橋豊理事長、宗田専務理事  
 大西常任顧問、鷺北顧問、森顧問  
 上半期活動報告、上半期決算報告、下半期活動方針、新井常任顧問東京都功労者表彰、  
 事務所問題、令和5年秋の文化祭について、多摩テレビ開局30周年まつり参加依頼、  
 桜美林 芸術文化ホールをご紹介の件等

令和5年

- 1月7日(土)～9日(月・祝) 第10回新春文化の祭典in鶴川2023 於:和光大学ポプルホール鶴川  
 入場者:延1,708名  
 文協通信77号(1月1日号)配布

後援事業

- 1月14日(土)～15日(日) 第62回 町田市小・中学生書初展(主催:書道連盟) 於:市立国際版画美術館  
 一般社団法人町田市文化協会会長賞授与

- 1月28日(土) 賀詞交歓会 参加者143名:ご来賓55名 於:レンブラントホテル東京町田
- 2月3日(金) 第48回市美展第4回打合せ(三竹副会長、館山・竹井理事出席) 於:市立国際版画美術館
- 2月13日(月) 第4回運営委員会 於:町田市民フォーラム  
 市美展セレモニー、事務所問題、令和5年秋の文化祭舞台割振り提案。  
 文協通信・町田の文化の編集担当交代について、コロナ感染防止対策変更について
- 2月25日(土)～3月5日(日) 町田市民文化祭「春の催し」(第48回市民美術展) 於:市立国際版画美術館  
 入場者:延べ5,219名  
 2月25日 オープニングセレモニー ご来賓:赤塚副市長、戸塚市議会議長他8名  
 メダル授与式 メダル受賞者:30年連続2名、20年連続3名、10年連続10名  
 3月4日 席上揮毫実施
- 3月13日(月) 第6回役員会 於:町田市民フォーラム
- 3月13日(月) 第4回町田さくらまつり尾根緑道部会(加瀬副会長・竹井理事) 於:忠生市民センター
- 3月26日(月) 第5回理事会 於:レンブラントホテル東京町田  
 事務所問題、総会に向けて令和5年度事業計画案・予算案の承認
- 3月26日(月) 研修事業(オール町田文化芸術祭プロジェクト助成事業)  
 ～Neo Hyclad With 仙道さおり～コンサート 於:レンブラントホテル東京町田  
 参加者:74名 コンサートのみ23名 合計97名
- 3月30日(日) 多摩テレビ開局30周年記念イベントへ参加協力 於:多摩センター

この他適宜役員会等を開催しました

### 貸借対照表（令和5年3月31日）

借 方		貸 方	
現 金	129,019	繰 越 金	1,679,972
普 通 預 金	747,826		
定 期 預 金	803,127		
計	1,679,972	計	1,679,972

## 正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

項 目	本年度決算額	前年度決算額	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>【経常増減の部】</b>			
<b>1. 経常収益</b>			
<b>受取会費</b>	<b>1,237,000</b>	<b>1,274,000</b>	<b>-37,000</b>
団体受取会費	440,000	460,000	-20,000
理事会受取会費	0	0	0
正会員受取会費	277,000	288,000	-11,000
賛助会員受取会費	520,000	526,000	-6,000
<b>事業収益</b>	<b>2,734,700</b>	<b>2,072,970</b>	<b>661,730</b>
懇親会収益	0	0	0
会員研修費収益	1,171,000	347,000	824,000
秋の文化祭収益	307,000	703,260	-396,260
新春文化の祭典	151,700	314,710	-163,010
賀詞交歓会収益	1,105,000	708,000	397,000
さくらまつり収益	0	0	0
春の文化祭収益	0	0	0
<b>雑収益</b>	<b>623,828</b>	<b>396,021</b>	<b>227,807</b>
公告料収益	210,000	150,000	60,000
寄付金収入	410,802	246,000	164,802
雑収益	3,026	21	3,005
<b>経常収益計</b>	<b>4,595,528</b>	<b>3,742,991</b>	<b>852,537</b>
<b>2. 経常費用</b>			
<b>事業費</b>	<b>4,327,230</b>	<b>3,277,074</b>	<b>1,050,156</b>
印刷製本費	597,115	495,160	101,955
渉外費	325,182	184,288	140,894
慶弔費	45,000	0	45,000
さくらまつり事業費	54,910	15,000	39,910
懇親会費	0	0	0
秋の文化祭事業費	626,922	1,029,334	-402,412
会員研修費	1,246,798	340,915	905,883
賀詞交歓会費	990,775	690,300	300,475

春の文化祭事業費	37,582	50,000	-12,418
広報費	54,000	94,220	-40,220
新春文化の祭典	158,992	367,857	-208,865
支援団体等連絡協議会費	0	0	0
企画運営委員会費	52,118	10,000	42,118
その他事業費	137,836	0	137,836
<b>管理費</b>	<b>560,009</b>	<b>447,052</b>	<b>112,957</b>
会議費	87,707	50,876	36,831
消耗品費	53,109	38,220	14,889
通信運搬費	69,992	46,536	23,456
総会費	107,851	85,563	22,288
活動費	187,043	219,942	-32,899
雑費	54,307	5,915	48,392
<b>経常費用計</b>	<b>4,887,239</b>	<b>3,724,126</b>	<b>1,163,113</b>
評価損益調整前当期経常増減額	-291,711	18,865	-310,576
評価損益等計	0	0	0
<b>当期経常増減額</b>	<b>-291,711</b>	<b>18,865</b>	<b>-310,576</b>
<b>【経常外増減の部】</b>			
1. 経常外収益計	0	0	0
2. 経常外費用	0	0	0
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
税引前一般正味財産増減額	-291,711	18,865	-310,576
法人税、住民税及び事業税等	0	0	0
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>-291,711</b>	<b>18,865</b>	<b>-310,576</b>
一般正味財産期首残高	1,971,683	1,952,818	18,865
一般正味財産期末残高	1,679,972	1,971,683	-291,711
<b>II 正味財産期末残高</b>	<b>1,679,972</b>	<b>1,971,683</b>	<b>-291,711</b>



正味財産増減計算書附属明細書

令和4年4月1日～令和5年3月31日

(一社)町田市文化協会

<収入の部>

単位=円

項 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(B)-(A)	備 考
会 費	1,240,000	1,237,000	-3,000	
団 体	460,000	440,000	-20,000	20,000円×22団体
正 会 員	280,000	277,000	-3,000	
賛 助 会 員	500,000	520,000	20,000	100,000円×1人+15,000円×1人+10,000円×31人+6,000円×1人+5,000円×17人+2,000円×2人
事 業 収 入	3,300,000	2,734,700	-565,300	研修・新春文化・文化祭(春・秋)・賀詞交歓会
広 告 料	200,000	210,000	10,000	文化祭プログラム・町田の文化など広告
寄 付 金 収 入	100,000	410,802	310,802	100,000円×1件+10,000円×13件+50,000円×1件+5,000円×7件+47,302円×1+20,000円×2+8,500円
雑 収 入	50,000	3,026	-46,974	利息、町田市吟詠連盟車代
収 入 合 計	4,890,000	4,595,528	-294,472	

<支出の部>

項 目	予算額(A)	決算額(B)	差額(A)-(B)	備 考
行 事 費	3,300,000	3,253,815	46,185	
さくらまつり	100,000	54,910	45,090	出展費用、テントなど
懇 親 会	250,000	0	250,000	
町田市民文化祭秋	1,200,000	626,922	573,078	町田市民文化祭
町田市民文化祭春	50,000	37,582	12,418	市美展
会 員 研 修 費	300,000	1,246,798	-946,798	落語文化を楽しむ会、芸術祭プロジェクト助成事業
新春文化の祭典	400,000	158,992	241,008	鶴川ポプリホール利用料など
賀 詞 交 歓 会	800,000	990,775	-190,775	レンブラントホテル支払・出演料など
そ の 他	200,000	137,836	62,164	
管 理 費	730,000	765,216	-35,216	
慶 弔 費	50,000	45,000	5,000	香典、献花など
交 通 ・ 通 信 費	50,000	69,992	-19,992	郵送料・駐車場代など
印 刷 費	550,000	597,115	-47,115	文協通信・町田の文化、封筒など
消 耗 品 費	80,000	53,109	26,891	文具・インク・用紙他
保 険 料	-	-	-	
運 営 費	730,000	813,901	-83,901	
渉 外 費	200,000	325,182	-125,182	各他団体打合せ他
広 報 費	100,000	54,000	46,000	ホームページ管理費他
総 会 費	80,000	107,851	-27,851	資料作成・郵送料他
活 動 費	200,000	187,043	12,957	各活動補助・理事会・役員会
諸 会 議 費	100,000	87,707	12,293	各委員会準備他
企 画 運 営 委 員 会	50,000	52,118	-2,118	運営委員会
雑 費	130,000	54,307	75,693	
支 出 合 計	4,890,000	4,887,239	2,761	
当 期 増 減 額		-291,711		
前 年 度 繰 越 金		1,971,683		
次 年 度 繰 越 金	1,521,481	1,679,972	-158,491	

# 監査報告書

令和5年5月15日

一般社団法人町田市文化協会  
会長 高野 宗佳 殿

監事 齊 藤 千賀子

監事 平 野 清

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項の規定に基づき本監査報告書を作成し以下のとおり報告します。

## 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会等の会議に出席し、理事等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告の監査結果

- ①事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以 上

(一社) 町田市文化協会 令和5年度事業計画 (案)

1. 2023 町田さくらまつりへの参加  
開催期間 令和5年4月1日(土)~2日(日) 於：尾根緑道  
舞台：町田市舞踊連合会、東京都町田市フラ協会  
展示：町田市美術協会、町田市文化協会本部
2. 令和5年度定時社員総会  
日 時 令和5年6月11日(日) 10時~  
会 場 町田市民ホール 第4会議室  
議 事  
報告事項： 1. 令和4年度事業報告の件  
決議事項： 第1号議案 令和4年度 決算承認の件  
第2号議案 令和5年度 事業計画案及び予算案承認の件  
※午後同会場にて懇親会予定
3. 令和5年度町田市民文化祭
  - (1) 第45回 秋の催し  
期 日 令和5年10月8日(日)、10月29日(日) 於：まほろ座 MACHIDA  
10月31日(火)~11月5日(日) 於：町田市民ホール  
主 催 一般社団法人 町田市文化協会  
事業主催 各団体  
共 催 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団  
後 援 町田市、町田市社会福祉協議会、町田商工会議所、  
町田市観光コンベンション協会、町田市農業協同組合
  - (2) 春の催し  
期 日 令和6年2月24日(土)~3月3日(日) 於：町田市立国際版画美術館  
主 催 一般社団法人 町田市文化協会  
事業主催 町田市美術協会、町田市書道連盟  
共 催 町田市  
後 援 町田商工会議所、町田市観光コンベンション協会、町田市農業協同組合  
協 力 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団
4. 臨時社員総会 令和5年12月11日(月) 於：町田市民ホール
5. 新春文化の祭典 in 鶴川 2024 於：和光大学ポプリホール鶴川  
期 日 令和6年1月6日(土)~8日(月・祝)  
共 催 一般財団法人 町田市文化・国際交流財団
6. 賀詞交歓会 令和6年1月27日(土) 於：レンブラントホテル東京町田
7. 会員研修会
8. 会報「町田の文化」第31号発行 6月
9. 「文協通信」4月、7月、10月、1月の発行
10. 理事会・運営委員会・実行委員会等を必要に応じて開催する
11. その他 文化協会の目的達成に必要な事業

## 2023年度(令和5年度) 収支予算書 (案)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(一社)町田市文化協会

<収入の部>

単位=円

項 目	当年度	前年度	増 減	備 考
会 費 収 入	1,240,000	1,240,000	0	
団 体	460,000	460,000	0	20,000×23団体
正 会 員	280,000	280,000	0	5,000×20名 3,000×60名
賛 助 会 員	500,000	500,000	0	
事 業 収 入	3,300,000	3,300,000	0	
広 告 収 入	200,000	200,000	0	
支 援 金 収 入	1,550,000	0	1,550,000	町田市文化・国際交流財団より支援金
寄 付 金 収 入	100,000	100,000	0	
雑 収 入	50,000	50,000	0	
収 入 計	6,440,000	4,890,000	1,550,000	

<支出の部>

項 目	当年度	前年度	増 減	備 考
事 業 費	3,300,000	3,300,000	0	
さくら祭り	100,000	100,000	0	
懇 親 会	250,000	250,000	0	
町田市文化祭秋	1,200,000	1,200,000	0	
町田市文化祭春	50,000	50,000	0	
会 員 研 修 費	300,000	300,000	0	
新春文化の祭典	400,000	400,000	0	
賀 詞 交 歓 会	800,000	800,000	0	
雑 費	200,000	200,000	0	
管 理 運 営 費	2,990,000	1,460,000	1,530,000	
人 件 費	1,200,000	0	1,200,000	事務局職員給与費(通勤手当を含む)
法 定 福 利 費	12,000	0	12,000	雇用保険・労災保険料
福 利 厚 生 費	6,000	0	6,000	町田市勤労者福祉サービスセンター会費
負 担 金	240,000	0	240,000	事務所共益費(光熱水費等)20,000円×12ヵ月
総 会 ・ 理 事 会 費	94,000	80,000	14,000	総会・理事会会場利用料金
企 画 運 営 委 員 会 費	50,000	50,000	0	運営委員会
消 耗 品 費	88,000	80,000	8,000	文具・インクカートリッジ・用紙等購入費
交 通 ・ 通 信 費	100,000	50,000	50,000	電話料金・インターネット料金・チラシ郵送料・駐車代等
保 険 料	0	0	0	
交 際 費	200,000	200,000	0	
慶 弔 費	50,000	50,000	0	
印 刷 製 本 費	550,000	550,000	0	町田の文化・文協通信
広 報 費	100,000	100,000	0	
活 動 費	200,000	200,000	0	
諸 会 議 費	100,000	100,000	0	
予 備 費	150,000	130,000	20,000	
支 出 計	6,440,000	4,890,000	1,550,000	

# 一般社団法人町田市文化協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人町田市文化協会と称する。

### (主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、町田市の文化を振興し、加盟団体の発展向上と連絡協調を図るとともに、広く市民の文化に対する意識の高揚に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 町田市民への文化の普及及び奨励
- (2) 加盟団体の発展強化及び相互の連絡協調の推進
- (3) 文化活動に関する各種事業の実施及び推奨
- (4) 町田市民の文化活動振興に関する調査研究及び広報宣伝に関すること
- (5) 町田市以外の文化団体との交流及び提携
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### (機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

## 第2章 会 員

### (種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体、及びこれらの者より推薦された個人とし（1法人又は1団体あたり6名以内とする。）、その総数は20名以上とする。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員となる。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、会長の承認があったときに賛助会員となる。会長は、入会した賛助会員を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

### (会費等)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金、会費、その他の拠出金を納入しなければならない。

### (任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったと

きは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員を以て構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、定時社員総会及び臨時社員総会共に正会員定数の過半数以上の出席又は委任状の提出を以て成立し、議決権はその過半数を以て成立する。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

#### 第4章 役員等

(役員の設定等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事・・・3名以上20名以内
- (2) 監事・・・2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。  
また、3名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事の任期が定時社員総会の終結の時に満了し、会長、副会長及び専務理事が資格喪失により退任する場合は、当該定時社員総会の決議により会長、副会長及び専務理事を選定することができる。

(理事の職務権限)

第22条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。



- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第29条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第30条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、社員総会又は理事会において意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年定期的に年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、理事会の承認を得て随時適宜なる人選をして充てることができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告書

## 第7章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、公益認定法という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

第42条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

### (残余財産の帰属等)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 委員会

### (委員会)

第44条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。ただし、理事会が必要と認めたときは、これら以外の者から選任することを妨げない。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 附 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第46条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第47条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第48条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。  
(省略)

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。  
(省略)

(設立時の主たる事務所)

第50条 当法人の設立時の主たる事務所は、東京都町田市木曾西5丁目23番44号に置く。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 一般社団法人町田市文化協会 定款施行細則

**第1条** この細則は、一般社団法人町田市文化協会（以下、「協会」という）の定款第9章第45条の規定に基づき、協会に必要な事項を定める。

**第2条** 定款7条に基づく協会の正会員入会申込書を様式1、賛助会員入会申込書を様式2により定める。

**第3条** 定款8条に基づく協会の会費および賛助会費は次の通りとする。

- (1) 正会員を推薦する法人又は団体の入会金 10,000円
- (2) 正会員を推薦する法人又は団体の年会費 20,000円
- (3) 正会員の年会費 団体代表者5,000円、その他の正会員3,000円
- (4) 個人の賛助会員の年会費 一口2,000円（口数は任意とする。）
- (5) 法人又は団体の賛助会員の年会費 一口5,000円（口数は任意とする。）

**第4条** 定款29条に基づく名誉会長及び顧問を次の通り置くことができる。会長は、理事会が選任した名誉会長及び顧問を遅延なく社員総会に報告しなければならない。

- (1) 名誉会長は、町田市長を理事会が選任する。
- (2) 顧問は、常任顧問と顧問を置く。
- (3) 常任顧問は、協会に著しい貢献のあった協会の会長経歴者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。
- (4) 顧問は、協会に長年にわたり貢献と功績があった者のうちから理事会が選任する。任期は、2年とし再任を妨げない。

**第5条** 定款44条に基づき運営委員会を設置する。

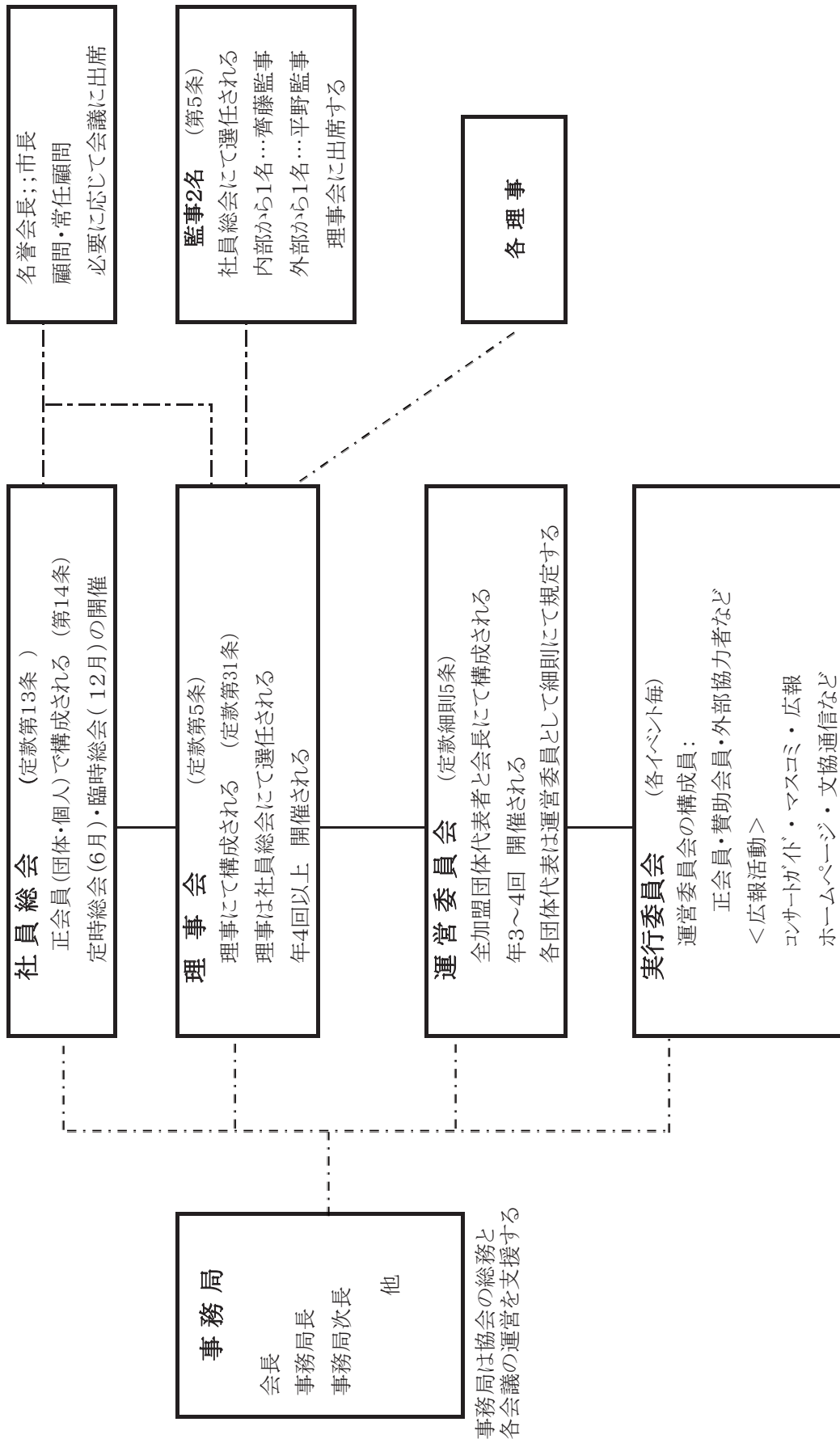
- 2 運営委員は、正会員を推薦する法人又は団体の代表者をもって構成する。
- 3 運営委員会は、社員総会又は、理事会に提案する案件の内会長が必要とした案件等を審議する。
- 4 運営委員会は、会長が必要と認めたときに随時会長が招集し、開催する。
- 5 議長は、会長が当たる。
- 6 議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した出席正会員2名が署名又は記名押印しなければならない。

**第6条** この細則に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この細則は、2021年5月13日から施行する。

(一社)町田市文化協会 組織図



事務局は協会の総務と各会議の運営を支援する

\* 定款第20条;; 現役員メンバーを中心に、理事として20名以内で登記する

\* 定款第21条;; 理事・監事は定時社員総会の決議によって選任する

会長・副会長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める



一般社団法人 町田市文化協会

〈ホームページ〉

<http://machida-bunkyo.com/>

〈メールアドレス〉

[machida.bunka@gmail.com](mailto:machida.bunka@gmail.com)